

# 山梨県公報

第七百六十五号

平成十九年

六月四日

月 曜 日

## 目 次

保安林の指定の予定…………… 四〇七

道路の区域変更(二件)…………… 四〇七

道路の供用開始(二件)…………… 四〇八

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 四〇八

平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施…………… 四〇八

## 告 示

### 山梨県告示第二百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町長浜字室沢六五二から六五六まで、六五六の二、六五七、六五九から六六二まで、六六二の乙、六六二の内一、六六三、六六四、六六五の一、六六五の二、六六六、六六七、六七八から六七四まで、六七四の内一、六七五の一、六七五の二、六七六、六七六の乙、六七七から六七九まで、六五七地先・字大江平山九八九地先(以上二筆地先国有林、次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字室沢六五六・六五七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六五

- 七地先・字大江平山九八九地先
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 朝日小沢猿橋線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町大字小沢字日向八四二番の一地先から 大月市猿橋町大字小沢字日向八三九番地先 まで	四・七、 六・九	三・四、 四・二		一八・〇

### 山梨県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年六月四日  
山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道  
二 路線名 上野原丹波山線  
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡小菅村字小米沢三七八番の二地先から 北都留郡小菅村字御堂街道四二二番の二地先まで	二二・六〇 一八・〇〇	二二・六〇 一八・〇〇	二二・六〇 四一・八〇	七一・三〇

**山梨県告示第二百二十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年六月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四二一号	北都留郡丹波山村字小室三二九 九番の二地先から 北都留郡丹波山村字小室三二七 一番の三地先まで	一四九・二〇	平成十九年 六月四日

**山梨県告示第二百二十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年六月二十五日まで一

般の縦覧に供する。  
平成十九年六月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町大字林字田無瀬八 三五番の二地先から 大月市七保町大字林字田無瀬八 五〇番の二地先まで	七七・〇〇	平成十九年 六月四日

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月十六日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人 エスペランス
    - 2 代表者の氏名 澤登洋文
    - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市吉田八百八十六番地二
    - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、不登校生徒、中途退学者等の青少年に対して、教育相談、学習指導に関する事業を行い、地域の教育、福祉の増進を図り、広く公益に資することを目的とする。
  - 三 縦覧期間 平成十九年五月十七日から同年七月十六日まで
- 平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。  
平成十九年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月四日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

一 試験日時

平成十九年十月二十一日（日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験資格

年齢、性別、学歴等特別な制限はない。

四 受験手続

1 インターネットによる申込み

(一) 申込方法

(1) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

(2) 顔写真ファイル（平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面、無背景でJPEG形式のもの）

(二) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンピュータエンズストアより納入する。

(三) 受験申込み受付期間

平成十九年七月二日（月）午前九時三十分から同月十七日（火）午後九時五十分まで

(四) 試験案内の掲載場所及び掲載期間

財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）において平成十九年七月二日（月）から同月十七日（火）まで掲載する。

2 郵送による申込み

(一) 提出書類

(1) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書を貼ったもの）

(2) 顔写真一枚（平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの）

(3) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

(二) 受験手数料

七千円

所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む。

(三) 受験申込み受付期間

平成十九年七月二日（月）から同月三十一日（火）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(四) 受験申込書の郵送先

財団法人山梨県宅地建物取引業協会（郵便番号四〇〇〇八五三 甲府市下小河原町二百三十七番地の五）あて、配達記録郵便で申し込むこと。

(五) 受験申込書及び試験案内の配布場所及び配布期間

四二（四）の場所、社団法人山梨県宅地建物取引業協会富士吉田支部（富士吉田市下吉田千六百四十三番地の一）、同協会巨摩支部（甲斐市大下条五百二十四番地の一）、同協会峡東支部（山梨市中村八百三十四番地の五）、三省堂書店甲府岡島店（甲府市丸の内一丁目二一 番十五号岡島百貨店六階）及びブックストア（笛吹市石和町窪中島百十七番地の一）において平成十九年七月二日（月）から同月三十一日（火）まで配布する（ただし、三省堂書店甲府岡島店及びブックストア以外の配布場所については、土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

五 問い合わせ先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会（電話〇五五 二四三 四三〇〇）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番